

## 第二十四回国会

## 建設委員会議録 第十九号

昭和三十一年三月二十八日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事内海 安吉君

理事荻野 豊平君

理事前田榮之助君

理事三鍋 義三君

逢澤 寛君

伊東 隆治君

木崎 茂男君

高木 松吉君

中村 寅太君

松澤 雄藏君

山口 好一君

橋 兼次郎君

山田 長司君

渡邊 敏藏君

岡川 恭平君

(大臣官房長) 柴田 達夫君

(建設事務官) 町田 稔君

(建設技官) 米田 正文君

(河川局長) 富樫 凱一君

(建設技官) 小島 新吾君

(建設技官) 松井 達夫君

(建設技官) 久野 忠治君

建設省参事官 水野 岑君

専門員 西畠 正倫君

委員外の出席者 議員 久野 忠治君

委員田中彰治君辞任につき、その補

三月二十四日

欠として木崎茂男君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員久野忠治君、松永東君及び中村寅太君辞任につき、その補欠として荒船清十郎君、南條徳男君及び三木武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員南條徳男君及び三木武夫君辞任につき、その補欠として松永東君及び中村寅太君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

(田中角榮君外九名提出、衆法第二号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五〇号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五一号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五二号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五三号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五四号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五五号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六一号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六二号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六三号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六四号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六五号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六六号)

官庁營繕法の一部を改正する法律案

道路に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きます。

まず官庁營繕法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聽取いたします。瀬戸山三男君。

この法律において「一団地の官庁施設」とは、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の規定による都市計画として決定された一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設(以下「附帯施設」といふ)をいう。

この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

この法律において「建築設備」及び維持管理並びに一団地の官庁施設等に改める。

第一条を次のよう改める。

(用語の定義)

官公庁施設の建設等に関する法律

関が使用する建築物を除くものとする。

この法律において「合同庁舎」とは、二以上の各省各庁の長が使用的する庁舎をいう。

(一) 団地の官公庁施設の境域内の建築制限等)

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官

公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

この法律において「各省政府の各号に掲げる要件を具備する」といふは、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

この法律において「建築設備」及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等に改める。

第二条を次のよう改める。

(用語の定義)

この法律において「建築物」

適用がある場合のほか、当該建築物的主要構造部を耐火構造とするよう努めなければならない。

(一) 団地の官公庁施設の境域内の建築制限等)

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官

公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

この法律において「建築設備」及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等に改める。

第二条を次のよう改める。

(用語の定義)

官公庁施設の建設等に関する法律

適用がある場合のほか、当該建築物的主要構造部を耐火構造とするよう努めなければならない。

(一) 団地の官公庁施設の境域内の建築制限等)

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官

公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

この法律において「建築設備」及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等に改める。

第二条を次のよう改める。

(用語の定義)

官公庁施設の建設等に関する法律

適用がある場合のほか、当該建築物的主要構造部を耐火構造とするよう努めなければならない。

(一) 団地の官公庁施設の境域内の建築制限等)

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官

公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

この法律において「建築設備」及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等に改める。

第二条を次のよう改める。

(用語の定義)

官公庁施設の建設等に関する法律

適用がある場合のほか、当該建築物的主要構造部を耐火構造とするよう努めなければならない。

(一) 団地の官公庁施設の境域内の建築制限等)

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官

公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

この法律において「建築設備」及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等に改める。

第二条を次のよう改める。

(用語の定義)

官公庁施設の建設等に関する法律

を定めて、当該建築物の移転又は除却を命ずることができる。

第六条の見出しを「官舎の合同建築」に改める。

第九条第一項中「營繕計画書」を「營繕及びその附帯施設の建設に関する計画書」(以下「營繕計画書」)に改め、同条第二項中「建築物」の下に「及びその附帯施設」を加え、「建築設備」を削る。

第九条の次に次の二条を加える。

(建設大臣の行う營繕等)

第九条の二 国賃の支弁に属する次に土地又は借地権の取得は、建設大臣が行うものとする。

一一団地の官公舎施設に属する国家機関の建築物の營繕及びその附帯施設の建設(第三号イ、ロ及びロ及びヘに掲げるものを除く。)

二 合同官舎の營繕及びその附帯施設の建設(第三号イ、ロ及びロ及びヘに掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げるもの並びに建設大臣の所管に属する建築物の營繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるものの以外の建築物の營繕又は附帯施設の建設

イ 衆議院議長又は參議院議長の所管に属する議事堂の營繕及びその附帯施設の建設

ロ 特別会計に係る建築物の營繕及びその附帯施設の建設

ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の營繕及びその附帯施設の建設

二 復旧整備のための学校の營繕及びその附帯施設の建設

ホ 防衛府の特殊な建築物の營繕及びその附帯施設の建設

四 第一号又は第一号に掲げる建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びに建設大臣の所管に属する建築物の營繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

前項の規定にかかるわらず、特別の各号に掲げる營繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、建設大臣が行うものとする。

(國家機関の建築物等の維持管理)

第九条の三 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を適正に維持管理しなければならない。

2 前項の維持管理については、政令で、その技術的基準を定めることができる。

第十条の見出し中「官舎營繕審議会」を「官公舎施設審議会」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条中「官舎營繕」を「この法律の施行」に、「官舎營繕審議会」を「官公舎施設審議会」に改める。

第十二条第二項中「関係国家機関」の下に「及び地方公共団体」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十二条を次のよう改める。

(国家機関の建築物に関する法律)

第十二条第一項第一号を次のよ

うに改める。

二十七 削除

第十二条 建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに合同官舎について

施設の建設で、一件につき総額二百万円をこえないもの

建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びに建設大臣の所管に属する建築物の營繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

前項の規定にかかるわらず、特別の各号に掲げる營繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、建設大臣が行うものとする。

(官公舎施設審議会)

第十二条第一号の次に次の二号

2 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なうことができる。

(附則)

正を図るため、必要があると認め得については、当該各省各庁の長が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(施行規定)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(附則)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(附則)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(附則)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

いて基準を定め、その実施に關し関係国家機関に對して、勧告することができる。

建設大臣は、関係国家機関に対して、この法律の施行に關して必

要な報告又は資料の提出を求める

ことができる。

建設大臣は、関係国家機関に對して、この法律の施行に關する法律の建設計等に關する建

設並びに建設大臣の所管に属する建築物の營繕及びその附帯施設の維持管理

する重要な事項を調査すること

ことができる。

建設大臣は、関係国家機関に對して、この法律の施行に關する法律の建設計等に關する建

設並びに建設大臣の所管に属する建築物の營繕及びその附帯施設の維持管理

する。

(官公舎施設審議会)

第十二条第一号の次に次の二号

2 この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

議会の項を次のよう改める。

第十二条第一項の表中官舎營繕審議会の項を次のよう改める。

応じて官舎施設の建設計等に關する法律の施行に關する法律の建設計等に關する実地についての指導

こと並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の維持管理

に關する実地についての指導

に關すること。

二 公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基く建設工事、建設工事の設計及び建設工事用機械の修理及び運転を行うこと。

一の二 国賃の支弁に属する建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行なうこと、関係国家機関に對して官舎施設の建設等に關する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求める

こと。

官公舎施設審議会に意見述べること。

第十二条第一号の次に次の二号

2 この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

(昭和二十六年法律第百八十一号)の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求める

こと並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の維持管理

に關する実地についての指導

に關すること。

二 公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基く建設工事、建設工事の設計及び建設工事用機械の修理及び運転を行うこと。

一の二 国賃の支弁に属する建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行なうこと、関係国家機関に對して官舎施設の建設等に關する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求める

こと。

官公舎施設審議会に意見述べること。

第十二条第一号の次に次の二号

2 この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

ことができる。

(官公舎施設審議会)

この法律は、公布の日から施行するときは、部の職員をして、実地

が建設大臣と協議してこれを行なう

さきの第十二号で成立しました現行官舎營繕法の趣旨は、第一に建築基準案につきまして、提案者の理由とその要旨を御説明申し上げます。





承知の通り三十年度につきましては、中の内訳の方をこらんいただきまして、地方公共団体のところで非常に減つております。これからもすでに予算が暫定予算でスタートがおくれたというようなことや、地方財政の何分の赤字が三十年度がピークであったかように考えますので、どういたしましても三十年度は、そういうような地方財政等の状況から、保証契約額が從来に比して多少減少することはやむを得ない、こういうふうに予想しております。よろな次第でござります。

○三鷲委員 三十年度につきましては、いろいろ予算関係もありますから、減少したのは一応わかるのですがどうぞさいます。ですが、今後の見通しはどうでございましょうか。と申し上げますのは、これはますます発展して、利用価値が高められておるのでございますが、それについての御見解をお聞きしたいと思います。

○柴田政府委員 今後の見通しでござりますが、私どもはただいま申し上げましたように、三十年度が予算の執行の出発が非常におくれたということや、地方財政の赤字の上からも最高点であつたというふうに考えるのですが、まして、三十一年度におきましては地方財政再建についての相当の根本施策がとられていることでもござりますし、また予算もすでに成立をするといふことはないにしても、好転の方向に向うなどといふふうに予想いたしているような次第であります。

○三鍋委員 次にお尋ねしたいのは、機械類の製造に対する前払い金の保証の件数でございますが、これが三十年度はどこもありませんし、二十九年度の西日本の保証会社の状況を見ますと全然件数がないのでございますが、これは何か特殊な事情があるのでござりますか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○柴田政府委員 第一の表の機械類の製造に対する前払い金の保証、この場合でございますが、これは西日本においては別段の理由がなくてなかつたということでございます。北海道においても二十九年度三件というような数でございまして、別段の理由はございません。西日本においてなかつたということは別段の理由はないのであります。

○三鍋委員 次にこの保証金の弁済事故の状況のところでございますが、東日本の三十年度の建築保証弁済高が千三百四十三万七千七百六十一円、これはどういう内容のものですか、もしあわかりでしたら御答弁をお願いしたいと思います。

○柴田政府委員 ただいま資料の持ちら合せがございませんので、ちょっとお答えいたしかねますが、直ちに資料を取り寄せましてお答えいたします。

○三鍋委員 それではまた次の機会に御説明願うこととしたしまして、この表で見ますと、國の場合の件数がほかに比較して——もつとも地方公共団体の場合も若干あるのでござりますが、國の場合が多いように思うのでござります。これはもつとも契約金額とかそういうものが多いということも原因だと思いますけれども、特に國の場合が

それでは逐条簡単に御説明申し上げます。首都圏整備法案は、提案理由で御説明いたしましたごとく、東京都と社会的、経済的に密接な関係のありますその周辺の地域を一体とした広域につきまして、市街地開発区域を設定し、これを整備することによる工業都市の育成、近郊地帯の設定による広域過大市化の傾向を防止するとともに、首都における重要施設の整備を一そら推進し、もってわが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設と、その秩序ある発展をはかるものであります。以下同法案の各規定についてその概要を御説明いたしました存じます。

第一章におきましては、總則として、この法律の目的及び用語の定義についての規定を設けております。すなわち、第一条におきましては、首都圏整備委員会が総合的な首都圏整備計画を作成し、その実施の強力な推進をはかることにより、わが国の政治、經濟、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展をはかるためにこの法律を制定するものであることを明確にいたしております。

また第二条におきましては、首都市街地と近郊地帯について若干の説明をいたしたいと存じます。既成市街地、近郊地帯等の意義をそれぞれ定義しておますが、これらの定義のうち、既成の都市を含む区域のうち、政令で定める市街地の区域をいりのであります。が、東京都の二十三区、これと連接する川崎市及び横浜市等のうち、市街地

じておられます。近郊地帯とは、既成市街地の秩序ある発展をはかるため綠地帯を設定する必要がある既成市街地の近郊で政令で定める区域をいうのであります。この地帯は、既成市街地を囲む地帯で、市街地の無制限な膨張を防止するとともに、風景地、生産力の高い農地を保存するほか、公園、運動場等の施設を設けて既成市街地及び衛星都市との共同の利用に供する地帯であります。

第二章は、首都圈整備委員会の作成、その計画の実施の調整及び推進等の事務を所掌するため首都圈整備委員会を設置すること、並びにその組織及び運営に関する基本的事項を規定いたしたものであります。すなわち、第三条は、この首都圈整備委員会が、その所掌事務及び権限からみて行政委員会であること、及びその事務が広く各省政府にわたるものでありますので、これを総理府の外局として置く旨を定めたものであります。

第四条は、委員会の所掌事務及び権限について規定したものであり、この委員会が首都圈整備計画を作成するとともに、事業計画の作成及び整備計画等の実施に関する関係者への勧告等の措置により、関係者がそれぞれの各事業法に基いて行う事業について必要な調整及び推進を行ふ権限を有する旨を定めたものであります。

第五条から第十二条までの規定は、委員会の組織に関する規定したものです。まず、第五条で、委員会は委員長及び委員四人で組織するものとし、第六条で、委員長は國務大臣をもつて当てるものとしております。ま



ても東京の人口が流れ出しておりまして、外周の県から東京都に通勤をしておるような人口も數十万を数えるような実情にあるのです。ですが、周辺の地域の方々といたしましては、周辺の県を東京の一つのねぐらにして、そこに住宅を作つて東京へ通うというよなことになりますと、周辺の県が東京のために犠牲にされるのではない、か、こういったような意味におきまして、周辺の県をそりいた東京のねぐら的に利用されるということにつきまして相対反対があるのでございます。

そういう意味で首都建設法を改正いたしまして、同じような趣旨を達成するということを考えられるのであります。

が、そういった意味で首都圏そのものはもちろん東京を中心とはするのでございますが、首都の周辺とする地域を含めまして、その地域の自主性といふことも考えまして、対等の立場でこの範囲を整備する、こういう考え方でいてもらいたい、というのが周辺の県の強い希望なのでござります。そういう意

味で首都建設法を改正いたしましたといふことは、多少この周辺の県の気持等におきまして悪い影響があるのではないかと考えられる点が一つございま

す。それから首都建設法によつてできております首都建設委員会の成り立ちが、御承知の通りに現在では、委員長を

交換をしておりますが、その中には衆議院の代表の

方、ほかに東京都知事、及び東京都議会議員の代表等が入つておるわけでござりますが、そりいた成り立ちで、これを広げていきますと、委員会の構成が非常な人数になりまして、強力な合

理的な計画を實際作成して参りますの

に、そういう構成でははなはだまずいのでありますし、そういう意味で首都建設委員会の拡充ということよりも、

新しく常勤の委員を含めた少數の強力な委員会を作つて、それで持つていつ

た方がよいではないか、こういうような考え方をもちまして、新しい法律を制

定することになつたわけでござりますが、それにいたしましても実質は首都建設法の精神を拡充していくものでございます。

○前田(榮)委員　ただいまの御説明で

はどうも納得いかないところがあるのですが、時間も急ぎますので次に移りたいと思います。

都市計画法があり、首都建設法があり、それから今度首都圏整備法、こう

いろいろわれわれは国会で審議をしてやつて参りましたが、都市計画法を審

議する際におきましても、都市の形成について進むように当時当局は説明をいたしましたのであります。ところが現実に今わ

れわれの目の前に現われておる東京都を見ますと、近代的都市として、お

そらく世界七、八百万の大都市にこんなに乱雑な都市は、私が見たところでは

はないと思う。それでいろいろな計画

のもとに整備しなければならぬと思ひますが、大体人口のいろんな制限等を

考へる点において、どういう基準で制

限をするか。東京都が八百万の人口を

持つておるところは、これが東京都に集めておる。ここに日本全体としての不健全性も現われております。

あなたに御注文申し上げることは無理

&lt;/



いたしましては、ただ計画だけをやつて実質の伴わないペーパープランになるといったような、そういう機関となる可能性が非常に多いと思われるのです。だからむしろ総理府の付属機関として設置されたあの原子力委員会のように、その決定について内閣総理大臣がこれに対し尊重しなければならないといった、そういう形にならるべきであると考えます。あるいはまた、同じく付属機関でありますところの国土総合開発審議会のように、諸問題に応じて作成した計画等につきましては閣議の決定を求める、こういった形をとる方が計画に対する実行性があるのではないか、このように考えられるのであります。私が懸念するところは、昭和二十五年において法律第二百十九号により首都建設法ができまして、その結果がどのように成果を上げているかということと関連いたしまして、この点非常に不備であり、また何か不安なものが感ぜられるのであります。これに対して御説明をお願いしたいと思います。

して、職権行使いたしまして、そぞろに構成されておりまして、行政委員会としての十分な機能をなかなか発揮できませんと、この行政委員会としての十分なよさというものがある、このよさを発揮できますように、その機能を発揮できますように、組織を拡充、強化していく、こういうような方向に持つていった方がいいのではないか、そういうことを考えましたのが第一点でございます。

それからもう一点は、これは御案内の通り、広域にわたる周到な調査のようにりっぱな権威のある計画を作つて参らなければなりません。そういうような仕事の内容を考えますと、独認証法による合議制のいわゆる行政委員会の一般の行政官署よりは、一流の専門家による合議制のいわゆる行政委員会において、委員長は國務大臣、こういうような組織の方が適当ではなかいかというふうに考えまして、行政委員会としての機能を十分発揮できます。そういうふうな行政委員会にいたしまして、御承知の通り予算とか人事とか、こういう点につきましてはあります。そういう権威のある機関でござります。そこで内閣のコントロールは受けるのものであります。仕事をする場合におきまして、内閣からある程度独立をするという権威のある機関でございます。そういう行政委員会といふ性質をいたすといふことは非常に定めましたといふことは非常に

おかしいのであります。これはどうし  
ても行政委員会として、この首都圏整  
備委員会が立案に当りましては、関係  
行政機関、関係公共団体の意見を十分  
聴いたしまして、あるいはここに審  
議会というものを設けまして、関係方  
面の十分な意見を聞くことはもちろん  
必要でございますが、そういう運用の  
面につきましては、関係行政機関なり  
関係公共団体と十分連絡をとつて、  
りっぱな、権威のある、実効性のある  
計画を作っていく、こういう仕組みに  
するのが適当である。これは、独認制  
の行政機関といたした場合におきまし  
ては、今お話をございましたように審  
議決定という形式もとれるのでござい  
ますが、行政委員会たる性質上、閣議  
決定という形式をとれません。立案に  
当たりましては十分緊密な連携をとり  
やつて参りますけれども、この法案に  
ありますように、委員会が計画を決定  
する、こういうようにいたしたのでご  
ざいます。

それから原子力委員会との関係のお  
話がございましたが、原子力委員会は  
全く諮問機関でございまして、これは  
国家行政組織法第八条の付属機関にす  
ぎないのでござります。ただ御承知の  
通り、原子力委員会には強力な委員の  
方を任命いたしました。諮問機関にす  
ぎないのでございますが、人選に人  
を得て、適当な方を委員に任命いたし  
まして、十分運営において効果を上げ  
ている、こういうよしな性質のもので  
ござります。この原子力委員会の運営  
状況等にかんがみまして、首都圏整備  
委員会におきましても、特に常勤の委  
員におきましては超一流の人を任命い  
たしまして、その人選に適正を期しま

況についてお尋ねがございましたが、これは松井事務局長の方からお答え下さいに考へておるのでございます。

○松井政府委員 首都建設委員会では、在来いろいろの調査研究をいたしまして、たとえば計画の面につきましては、東京都内の高速道路でございますとか、駐車場でございますとか、その他道路でございますとか公園でございますとか、各種にわたつて十三ばかりのことについて計画を立てまして、それの推進に当つておるわけでござります。またそれの推進に因しまして、しばしば関係各省あるいは東京都に勧告あるいは申し入れをしてきております。特に東京都の事業の執行の財源、特に財源の中でも起債等につきまして、非常勤の委員ではございますが、委員の方々もその都度勧員されまして、そりつた方面に種々あつせん等の労をとつておられるといったような状況でございます。

○三鶴委員 私の質問いたしました要點は、せつかく委員会においてりっぱな計画が作成されたにもかかわらず、それが計画だけに終つて初めに私たちの考へていた法律の精神は踏みにじられるような、あるいはそぞら御質問申し上げたのでございます。

そういう憂いなく完全にこれでいいのだという御自信とお考えがあるのであればこれ以上の質問はいたしません

が、この点はしっかりとやつていただかなければならぬ、こう考えます。次にお尋ねいたしたいのは、整備委員会の予算の一括計上という点について、やはりこれは的確に実施したいとあります。事業計画を立てそれを実施するに当たりまして、各省に対する委員会の勧告ということよりも、委員会が一括して予算を計上し、その計上されたものを各省に移しかえして実施させる、そういう形をとった方が効果をあげる上において大へんいいのではないか、こう考えるのでござりますが、政務次官、どうですか。

○鶴川政府委員　お説どもつともありますて、この首都圈につきまして、三十一年度は計画を十分にいたしまして、三十二年度からは首都圏自身が予算を要求して、その予算を各省に移しかえして工事をやっていく、こういうことになつております。

○三鍋委員　次にお尋ねしたいのは、先ほど前田委員からも御質問になつておつたのでございますが、事務局の構成員についてであります。政務次官からも御答弁がありました、予算関係もありますので思うように人員配置のできなかつたことはわかりますけれども、せつかくこういりつぱな広大な構想のもとにこれが立法されようとしておるのでござりますから、これを餅に終らせないためにもそれを実施し得る人員の整備ということが非常に重大だと思いますので、この点特に私が委員を——めちゃくちやにふやせとい

うのではありませんか作一たものを  
実施できる人員構成をぜひとも考えて  
いただきたい、こう考えるのであります  
す。

○堀川政府委員 御承知のように、こ  
れを立案いたしましたときに予算要求

○徳安委員長　この際岐阜県新長良橋

問題について緊急質問の申し出がありま  
すからこれを許します。橋兼次郎

○橋委員 君。

ましたウ飼いで有名な長良川の新長良橋であります、これについて二、三

質問をいたしたいと思います。

しております。ところが橋だけできまして、取りつけ道路の一方が完成をし

ない、地元において取りつけ道路の問題について相当紛糾いたしておりますの

で、岐阜市民はこの橋をながめながら渡れないという状態であるわけです。

従つて岐阜地方におきましては地方新聞等も相当これを取り上げまして、な

ぜこの橋が渡れないのであらうかといふような疑惑を持つておりますので、

私地元ではございませんが、どうしてこの橋を完成しないかという点を一つ

聞きたいと思います。

は、まだ土地の話し合いが済んでおらないのになぜこの橋の建設にかかった

かという点であります。

につきましてはただいま申された通りの状況でございます。現在まだ左岸の

取りつけ道路ができております

そこで、結婚してしまったが何うたいもなかつたのであります。これはお話をのように地元とともに、の間に紛争がありまして、その調停がつきましたためにこのようになつてました。した当時はこの用地問題等につきましても、解決できる見込みがございましたので、着手いたわけでございますが、意外に紛争が深刻になりましてただいま訴訟にもなつておるような状態でございます。着手當時におきましては、そのよろなことが予想されませんでしたので、着手いたしたわけであります。

○樋委員 今道路局長は、大体話がついたから着手をしたと言われますが、私地元ではないので詳細はわかりませんが、一部新聞紙の報道するところによると、紛争のまま工事が並行していったということを言つております。私はこの席上ではこういうことは言いませんが、土地その他の問題より政治的な背景がある。いわゆる政治的な相廻のためにこの問題が解決をしない、こういうふうに承知をいたしておるわけであります。道路局長はそういう紛争がなかつた、こういふふうにおっしゃいますが、われわれの知る限りにおいては、紛争がありながらこれに並行して着手をしていったたといふふうに聞いておるわけでありります。この点一つ思い起していただきたいと思います。

至つておるわけでござります。數か  
いいますと、一、二軒でわずかでござ  
ますが、この一、二軒が非常に強  
で、このために訴訟問題にもなつて  
おり、現在の計画が適当である  
考へてこの計画を実行することに決  
ておるわけでございます。これはも  
のもと県の事業でござりますが、國も當  
の補助金を出しておるわけでござ  
ますし、その点からわれわれも一日一  
早い解決を願つておるわけでござ  
いますが、今までにいたしました努力に  
かわらず解決に至つてないのはまことに遺憾ではございますが、これ以上  
とる方法もございませんので、ただだ  
まのところ土地取用によりましてこ  
れをいたしたいということで進め  
おる次第でございます。





理者がその管理を行うものとす  
る。

7  
見をきかなければならぬ。  
都道府県知事は、第二項の規定により指定をするとき、又は第四項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めることにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

8 第二項に規定する指定及び第四項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(主務大臣の直轄工事)

第六条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならぬ。

一 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が高度の機械力を必要とするとき。

二 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が高度の技術を必要とするとき。

三 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が高度の機械力を必要とするとき。

#### 四 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事が都府県の区域の

主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設又は改良に關する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行ふものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により海岸保全施設の新設又は改良に關する工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(海岸保全区域の占用)

第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（水面及び海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地（以下次条及び第十二条において「他の土地」といふ）を除く。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第五条及び第十二条において「他の施設等」といふ。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそわがあると認めるときは、これを許可してはならない。

3 海岸管理者は、第一項の許可に

## （海岸保全区域における行為の制限）

次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならぬ。たゞし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
- 二 水面若しくは他の土地に他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること。
- 三 土地の掘さく、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

第九条 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（経過措置）

第二項 第二項の規定による海岸保全区域内において権原に基き他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について第七条第一項又は前条第一項の規定による許可を受けねるものとみなす。第三条の規定による海岸保全区域内において権原に基き前条第一項第一号及び第三百三十九条第一項第一号に掲げる行為を行つている者についても、同様とする。

（許可の特例）

第十条 港湾法第三十七条第一項が、第五十六条第一項の規定によ

許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項

可を受けることを要しない。  
国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、原子燃料公社又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七条第一項の規定によつて、占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

三 偽りその他不正な手段により  
第七条第一項又は第八条第一項

2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 海岸保全施設に因する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。

三 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

4 海岸管理者は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6 海岸管理者は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(海岸管理者以外の者の施工)  
第十三条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施工しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事を施工しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設について海岸管理者の承認を受けなければならぬ。ただし、第六条第一項の規定による場合は、この限りでない。

2 第十条第二項に規定する者は、前項本文の規定にかかるわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

3 海岸管理者は、第一項本文の承認に海岸の保全上必要な条件を附すことができる。

4 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他の海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによければなければならない。

1 堤防及び護岸については、イ 高さは、異常高潮位、波高、碎波の状況等を考慮して定めること。

ロ のりこう配及び堤防の天幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。

ハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による侵食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流失を防止しよる構造とすること。

ニ 状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗掘力に耐えるように充分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びをすること。

2 胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

3 突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、潮の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならぬ。

4 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

(兼用工作物の工事の施行)

第十五条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設が道路、水門、物揚場その他の施設又は工作物に關する工事又は砂防工事(砂防)の第一項の規定により特別の用途がない他の土地を材料置場又は

(工事原因者の工事の施工)  
第十六条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に關する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は海岸保全施設に關する工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じたその管理する海岸保全施設に關する工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施工させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事又は道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)に關する工事であるときは、当該海岸保全施設に關する工事については、河川法第二十三条规定を適用する。

(附帯工事の施工)

第十七条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に關する工事により必要を生じた他の工事又はその管理する海岸保全施設に關する工事を施工するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に關する工事とあわせて施工することができる。

2 前項の場合において、他の工事

が河川に關する工事若しくは道路に關する工事又は砂防工事(砂防)の第一項の規定により特別の用途

法による砂防工事をいふ。以下同じ。)であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一

条第一項若しくは道路法第二十二

条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に關する調査若しくは測量又は海岸保全施設に關する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、ただちに入り、又は立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を

占有者に通知して、他の人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を

占有することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で開まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

人への請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途

作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使

用を拒み、又は妨げてはならない。

7 海岸管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損害を補償しなければならない。

8 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第四項の規定による証明書の様式その他証明書に關する必要な事項は、主務省令で定める。

(海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償)

第十九条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、又は改良したことにより、当該海岸保全施設に面する土地又は水面について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、海岸管理者は、これらの工事をすることを必要とする者(以下

この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合にお

いて、海岸管理者又は損失を受け

た者は、補償金の全部又は一部に代えて、海岸管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、海岸保全施設に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地取用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。(海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督)

第二十条 海岸管理者は、その職務の執行に必要があると認めるときは、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められない。

4

式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十一条 海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設の管理に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

第一十三条规定に違反して工事が施工されたとき。

二 第十三条规定に違反して工事が施工されたとき。

三 偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施工されたとき。

四 前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しない場合は、海岸管理者は、海岸保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

五 前三项の規定は、第十条第二項に規定する者に準用する。

(漁業権の取消等及び損失補償)

第二十二条 都道府県知事は、海岸管理者の申請があつた場合において、海岸保全施設に關する工事を行うため特に必要があるときは、海保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

3 海岸保全区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 海岸保全区域に関する費用(海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十五条 海岸管理者が海岸保全区域を管理するために要する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とする。

第二十六条 第六条第一項の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用(主務大臣の直轄工事に要する費用)

2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内にしなければならない。

(海岸保全施設の整備基本計画)

第二十三条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、海岸保全施設の整備に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(海岸保全区域台帳)

第二十四条 海岸管理者は、海岸保全区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

3 前項の規定により主務大臣が負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県の意見をきかなければならない。

の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができるものとすると、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県の意見をきかなければならない。

第二十七条 海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用は、政令で定めるものにより國がその一部を負担するものとする。

2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内にしなければならない。

第二十八条 第三条の規定により海岸管理者の属する地方公共団体が負担する費用のうち、都道府県で負担する費用のうち、ある地方公共団体が負担し、かつ、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持ある地方公共団体が負担し、かつ、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

(市町村の分担金)

第二十九条 第三条の規定により海岸管理者の属する地方公共団体が負担する費用のうち、ある地方公共団体が負担し、かつ、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。



二 港湾区域、港湾隣接地域及び  
公 告水域に係る海岸保全区域  
に 関する事項については、農林  
大臣

三 第三条の規定による海岸保全  
区域の指定の際現に國、都道府  
県、土地改良区その他の者が土  
地改良法（昭和二十四年法律第  
百九十五号）第二条第二項の規  
定による土地改良事業として管  
理している施設で海岸保全施設  
に該当するものの存する地域に  
係る海岸保全区域及び同法の規  
定により決定されている土地改  
良事業計画に基き海岸保全施設  
に該当するものを設置しようと  
する地域に係る海岸保全区域に  
関する事項については、農林大  
臣

四 第三条の規定による海岸保全  
区域の指定の際現に都道府県、  
市町村その他の者が農地の保全  
のため必要な事業として管理し  
ている施設で海岸保全施設に該  
当するものの存する地域（前号  
に規定する地域を除く。）に係る  
海岸保全区域に関する事項につ  
いては、農林大臣及び建設大臣  
がその管理を司ることとする。

五 前各号に掲げる海岸保全区域  
以外の海岸保全区域に関する事  
項については、建設大臣

3 前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

## 第五章 罰則

(罰則)

第四十一条 第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第六項の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

1 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過規定)  
この法律の施行の際現に工事施設の存する地域につき第三条の規定による指定があつた場合において、当該海岸保全区域についての主務大臣たるべき者と現に当該施設の管理を所掌する主務大臣とが異なるときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間に限り、現に当該施設の管理を所掌する主務大臣を当該施設についての主務大臣とする。

3 (施行の際現に工事施設の存する地域)  
行中の海岸保全施設に相当する施設の存する地域につき第三条の規定による指定があつた場合において、当該海岸保全区域についての海岸管理者たるべき者と現に当該施設について工事を施行している地方公共団体の長とが異なるときは、第五条第項から第四項まで的规定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間に限り、現に当該施設について工事を施行している地方公共団体の長を当該施設についての海岸管理者とする。

4 (漁港法の一部改正)  
漁港法の一部を次のように改正する。  
第五条第四項中「河川の区域」の下に「又は海岸法(昭和三十一年法律第 号)第三条の規定により

5 港湾法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「河川の区域」の下に「又は海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条の規定により指定される海岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者」を加える。

(港湾法の一部改正)

6 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第十号の次に次の二号を加える。

十の二 海岸法(昭和三十一年法律第一号)による海岸保全施設

(森林法の一部改正)

7 森林法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項に次のただし書きを加える。

但し、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条の規定により指定される海岸保全区域については、指定することができない。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項但書の規定にかかるわざず、農林大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理

森林を保安林として指定することができる。  
第二十六条第三項中「前条第一項」を「前条第三項」に改める。  
第四十条第二項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改める。  
第四十一条に次の二項を加える。  
3 第二十五条第一項但書及び第五項の規定は、前二項の指定をなすに準用する。  
この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他土地を保安施設地」として「て」と読み替えるものとする。  
（公衆電気通信法の一部改正）  
8 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第号）第一条第二項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同条第一項による改正する。  
法律第九十七条の一部を次のとおりに改正する。  
7 海岸管理者は、第一項の保  
区域内の水面における施設若くは工作物の設置又は行為の実行については、水底線路の保



設、農林、運輸三省がそれぞれの立場から個別に執行しているのであります。が、基本的な海岸法制がないため、その所掌事務の範囲が必ずしも明らかでなく、國庫負担となるべき災害復旧工事の採扱等に関し相当の不便があつたのであります。この際その所管を明確にすることによって、海岸行政の統一的かつ円滑な執行を確保し、その進展に寄与せんとするものであります。

第三に、国の直轄工事に関する規定を設けたことであります。現在海岸

に関する工事は、地方公共団体が国補助を受けて施行しているのであります。

が、先般の愛知、三重の大災害の発生に際して、國が県の委託に基き工事を

施行した例に従し、國土保全上特に重要であり、かつ大規模な工事等について、國がみずから工事を行うことにより海岸保全施設の整備の促進を期すことといたしたのであります。

第四に、海岸保全施設の築造基準を定め、海岸管理者以外の者の行う工事につき承認の制度をとり、海岸保全施設の統一をはかったことであります。

現在海岸保全施設については、その築造が統一的基準に基いて行われないため、脆弱な個所があり、これが全般的な災害を誘発する原因となる場合が多いのであります。これにより海岸保全施設の統一をはかったことといたしました。

第五に、海岸の保全に支障のある諸行為を制限し、海岸保全の効果を上げることといたしたことであります。現在海岸に關する行為制限の法的規制がないため、土砂の採取、土地の掘さく等が放任され、これらの行為が海岸の

災害を激増させる要因となつてゐる場合が多いのであります。海岸の保全は、海岸保全施設の整備と相待つてこれに支障のある行為を規制することによつて、はじめてその目的が達せられるものであり、この見地より今後海岸の災害の防止の効果が上ることを期待するものであります。

第六に、海岸保全施設の新設または改良に要する費用につき國の負担責任を明らかにし、海岸保全施設の整備の促進をはかったことであります。從来地方公共団体の行う工事に要する費用につきましては、國は予算措置で補助を行ひ、その助成措置を講じてゐるのであります。海岸法案におきましては、海岸の管理に関する事務は國の事務とし、國の責任を明らかにしたことになります。

以上が海岸法の提案理由及びその要旨でござります。

○徳安委員長 補足説明を聽取いたしました。

○米田政府委員 ただいま提案理由の説明がありました。米田政府委員

て、逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、海岸法案の目的に関する規定でございまして、本法案が津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動等による被害から海岸を防護し、生産基盤の涵養と民生の安定をはかるものであ

ります。

第二条は、本法案において用いられる用語の定義に關する規定でございます。本法案におきまして「海岸保全施設」とは、海岸保全区域内にある堤防、護岸等海水の侵入または海水による侵食を防止する機能を有する施設をいうのであります。かなる機能を有する施設は設置者、所有者または管理者のいかんにかかわらず、海岸保全施設として取り扱われているのであります。「海岸管理者」とは、後ほど御説明申し上げますように、海岸保全区域の管理の責任を有する都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長及び漁港管理者である地方公共団体の長をいうのであります。

第三条は、海岸保全区域の指定に関する規定でございます。

第一項は、都道府県知事の海岸保全区域の指定の権限と、指定の範囲を規定したものであります。この法律は全国すべての海岸に適用されるものではなく、國土の保全の見地から防護する必要的ある海岸の区域に適用しようとするものであります。その範囲を明らかにするため都道府県知事をして指定いたしましたのであります。

第四項及び第五項は、右の区域指定の際の手続に關するものでござります。

第四条は、港湾区域及び漁港区域等の海岸において区域を定めて類似の行政を行なつてゐる場合においては、海岸保全区域を重複して指定するときは、それらの区域指定について権限を有する者に協議する旨の規定であります。

第五条は、海岸保全区域の管理につき海岸管理の責任を有するもの、すなはち海岸管理者を定める規定でござります。海岸保全区域の管理の第一次的責任を有するものは都道府県知事であります。海岸保全区域の管理が港湾管理者によつては、港湾区域等及び漁港区域等につきましては、それらの法律によつて本法案と同一の目的の行政が行われてゐるのであります。行政の重複を避けるため、これらの区域については海岸保全区域の指定を行わない

ましても、原則として國土保全のための行政が行なわれるのであります。例外的に他の目的の行政が行なわれる場合がありますが、同様第四項及び第五項は、海岸行政上便宜のため右の原則の例外を定めたものであります。

第六条は、主務大臣の直轄工事に関する規定でござります。海岸保全施設の工事につきましては、本法案に基き海岸管理者となるべきものが行なう責任を有するのですが、その海岸保全施設が國土保全上特に重要なものであつて、かつ工事の規模が著しく大である場合、二都府県の区域にわたつて主務大臣がみずから工事を行なうことがあります。なお、主務大臣が本条によりその整備をはからんとするものであります。これによつて海岸保全施設の整備を急速に促進せんとする趣旨であります。

第七条は、海岸保全区域内にあつてその占用の許可をする旨の規定であります。現在それらの土地につきましては、港湾管理者の長及び漁港管理者の長に管理を行なうこととしたのであります。なお、都道府県知事が国有財産たる海浜地については、国有財産法の規定に基づき都道府県知事が国有財産の管理の見地から占用の許可をいたしているのであります。

すが、海岸管理者に海岸保全の見地をも含めて許可をする権限を与えんとするものであります。なお、本条の規定が設けられることによつても、漁獲物、農産物の物ほし場、舟揚場等に利⽤されている場合において、これが時期的、季節的使用で自由使用と見らるべきものについては許可を要しないことは当然でございます。なお、本条の許可是、海岸保全上の見地から許可不許可の処分をし、必要な条件をつけ得ることを第二項及び第三項において規定いたしております。

第八条は、海岸保全区域内における行為制限の規定でございまして、海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を制限し、海岸の管理の完全を期さんとする趣旨であります。第八条によりますと、一見広範な行為制限を課しているようでございますが、その第一項ただし書きに規定いたしておりますように、政令で定める行為については本条の許可を要しないこととなつておられます。その政令の内容については以下検討中でございますが、他の法令に基く許可を得ている場合において、その許可が本法案の趣旨にのつとつている場合、行為の性格から海岸の保全に一定の理由がある場合においては、許可の取り消し、行為の中止等の処分をなし得ることを規定いたしたのであります。なおこの運用につきましては、いやしくも不当に国民の権利を圧迫することのないよう十分に注意を払つもりであります。

第九条は、海岸保全区域の指定の際

において、権原に基き、第七条及び第八条に該当する施設または工作物をすでに設置し、または工事中の者及び制

限行為を行なつてゐる者については、第七条及び第八条の許可を受けたものとみなし、あらためて許可を要しないとする趣旨であります。

第十条は、第七条及び第八条に基く海岸保全区域と港湾区域が重複する場合において、港湾法の規定による許可を受けた者につきましては、同法の行為制限の目的及び趣旨が本法案の趣旨と同一であるため、本法案による許可を要しないものとし、国民の利便をはかたるものであります。

海岸保全区域と港湾区域が重複する場合において、港湾法の規定による許可を受けた者につきましては、同法の行為制限の目的及び趣旨が本法案の趣旨と同一であるため、本法案による許可を要しないものとし、国民の利便をはかたるものであります。

第二項は、国及び国と同等の立場にある機関がこれらの行為をしようとする場合には、その地位の特殊性にかんがみ許可を要せず、協議することをもつて足りることとしているのであります。

第十一條は、第七条の占用の許可または第八条の土石の採取の許可につき、海岸管理者が占用料または土石採取料を徴収し得る旨の規定でございま

す。

第十二條は、第七条及び第八条に規定する行為を行なつてゐる者に対し、

一定の理由がある場合においては、許

可の取り消し、行為の中止等の処分を

なし得ることを規定いたしたのでありま

す。

第十三條は、海岸管理者以外の者が

海岸保全施設の工事を行いますこと

は、海岸保全上元来望ましいことであ

りますが、ただこの場合において、そ

の計画が海岸管理者の計画と矛盾せ

ず、設計が築造基準に照らして適正で

あることを確保するため、海岸管理者の承認を要するものとしたのであります。

なお、国等が行う場合においては、

右の承認を要せず、協議をするこ

とをもつて足りるのであります。

第十四条は、海岸保全施設の築造基

準に関するものでございまして、これ

により海岸保全施設の統一をはかり、

海災災害の防止の効果をあげんとする

ものであります。

第十五条から第十七条までの規定

は、海岸管理者が管理する海岸保全施設の工事に関連する工事、すなわち、

兼用工作物の工事、原因者工事、付帯工事に関する規定であります。他の工事に關する規定であります。なお、河川工事、道路工事、砂防工事と競合する場合におきま

しては、それぞれの法律の規定を優先

させることとしてその調整をはかった

のであります。

第十八条は、海岸管理者が海岸保全

の立ち入り、土地の一時使用についての強権行使のための規定であります。

第十九條は、海岸管理者が海岸保全

施設の工事を行なう場合において、

施設の工事を行なう場合における土地への

負担といしたのであります。

第二十一条は、主務大臣が行なう直轄

工事に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十二条は、主務大臣が行なう直轄

工事に要する費用について、國がその

負担といしたのであります。

第二十三条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十四条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十五条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十六条は、主務大臣が行なう直轄

工事に要する費用について、國がその

負担といしたのであります。

第二十七条は、海岸管理者が行なう海岸

保全施設の新設または改良に要する費

用につき、國がその一部を負担する旨の

規定であります。なお、本条の負担の

対象となる工事及び負担割合につきま

たは政令で具体的に規定いたすことと

いたしております。

第二十八条は、海岸保全施設の工事

または維持を行うために要する費用を

都道府県が負担する場合においては、

当該都道府県は、その工事または維持

により受益する市町村から分担金を徴

取し得る旨の規定であります。

第二十九條は、主務大臣の直轄工事

に要する費用の納付または支出の方法

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十一条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十二条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十三条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十四条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十五条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十六条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十七条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十八条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十九條は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十一条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十二条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十三条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十四条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十五条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十六条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十七条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十八条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十九條は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十一条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計画

の作成に當つては、海岸管理者の意見

を十分盛り込む必要があるので都道府

県知事は海岸管理者に協議しなければ

ならない旨を定めたものであります。

第二十二条は、海岸の管理を適正に

するための台帳の整備に関する規定で

あります。

第二十三条は、海岸保全区域の管理

に要する費用についての負担の原則を

定めたものであります。河川における

海岸管理者の属する地方公共団体の

負担といしたのであります。

第二十四条は、都道府県知事の海岸

保全施設の整備基本計画に関する規定

でございまして、これにより海岸保全

施設の整備の目標を定め、その旨一を

期したものであります。なお、本計



昭和三十一年四月五日印刷

昭和三十一年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局